

70歳以上の方を対象に つけましょう 後付け安全運転支援装置

高齢ドライバーのペダル踏み間違いによる交通事故防止や事故時の被害を軽減するため、安全運転支援装置（後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置）の購入・設置に掛かった費用に対して、補助金を交付します。【高齢者安全運転支援装置設置費補助金】

補助対象者

次の要件の全てを満たす方

- 昭和30年3月31日以前に生まれた栗原市民で、居住している方
- 有効期限内の自動車運転免許証を保有している方
- 市税の滞納がない世帯の方



補助対象の自動車

- 安全運転支援装置を設置することが可能である自動車（自動二輪車を除く）
- 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること
- 自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄または「使用者の氏名又は名称」欄と、補助対象者の自動車免許証に記載されている氏名が同一である自動車

補助対象装置

- 国（国土交通省）の性能認定を受けた、障害物検知機能付き、または障害物検知機能なしの後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置であること。

※最新の認定状況については、安全運転支援装置取扱店又は、下記サイトで確認をお願いします。

国土交通省「ペダル踏み間違い急発進抑制装置性能認定結果一覧」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_170125koureisya.html

補助金額

障害物検知機能付き ペダル踏み間違い急発進抑制装置	申請者が支払った購入設置費の2分の1の額とし、 上限4万円
ペダル踏み間違い急発進抑制装置	申請者が支払った購入設置費の2分の1の額とし、 上限2万円

※千円未満切り捨て
※1人につき1回限り

申請日

令和6年4月1日から

安全運転支援装置は、あくまでも運転を支援する補助装置であり、どのような状況でも作動するものではありません。運転する際は、装置があるからと過信せず、交通ルールを遵守し、常に交通安全を意識して運転してください。

申請方法は裏面参照願います。

高齢者安全運転支援装置設置費補助金の申請と交付の流れ

1

安全運転支援装置の取扱店で設置可能か確認しましょう。

※市外の取扱店でも設置が可能です。

※自動車の車種によっては、装置を取り付けることができない場合がありますので、事前に安全運転支援装置の取扱店（自動車販売事業者、自動車整備事業者、カー用品量販店等）に確認してください。

※安全運転支援装置は、国の認定を受けている機器が対象です。（表面参照）

2

安全運転支援装置の取扱店で設置してもらいましょう。

【ご注意】

- 1 安全運転支援装置の機能と使用方法等について、説明を受けてください。
- 2 補助金申請に必要な書類がありますので、下記事項が記載されている資料の準備をお願いします。

○安全運転支援装置の購入・取付費用が確認できる書類（領収書、作業明細書等）

※安全運転支援装置の型番、工賃、設置した自動車のナンバーが記載されていること

3

最寄りの総合支所市民サービス課で必要書類を添えて補助金を申請しましょう。

【必要書類】

- (1) 様式第1号（栗原市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付申請書）
- (2) 安全運転支援装置を装着した自動車の自動車検査証の写し（電子自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項の写し）
- (3) 申請者の自動車運転免許証（有効期限が満了していないもの）の写し
- (4) 安全運転支援装置の購入・取付費用が確認できる書類の写し（「2」参照）
- (5) 振込先の口座が分かる書類の写し

※上記(5)、申請者本人以外の名義口座へ振り込みを希望する場合は、別途委任状が必要となります。

4

**審査後、補助金の交付（不交付）通知を送付します。
交付決定となった方には、後日口座に補助金を振込いたします。**